

令和3年12月20日

リサイクル燃料貯蔵株式会社

**【コメント回答】** ヒアリング時のコメント回答について

当社設工認（分割第2回）変更申請に係る12月6日のヒアリングにおいてコメントがあった事項のうち、下のコメント管理表No.について回答いたします。

コメント管理表No. <sup>注</sup>	項目
1206-03	廃棄施設
1206-10	閉じ込め

注：回答資料では「管理表No.」と記載

以 上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2021年12月20日
管理表No.	1206-03 改訂00

項目	コメント内容
廃棄施設	第3-1表において、廃棄物貯蔵室に対して第19条に○が付いていない。一方で、要目表には廃棄物貯蔵室が記載されている。どのような考え方に基づいてこのような記載としたのか、考え方を整理すること。

(回答)

「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第18条第2項「使用済燃料貯蔵施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。」に従い、事業変更許可申請書では放射性廃棄物を保管廃棄する施設として廃棄物貯蔵室を記載している。

設工認申請書の要目表の記載に関しては、設工認申請書 添付書類2 第3.3-3図「適合性確認対象設備の設工認に記載する設備、箇所の選定」のフロー（参考参照）に従って判断することとしている。具体的には、

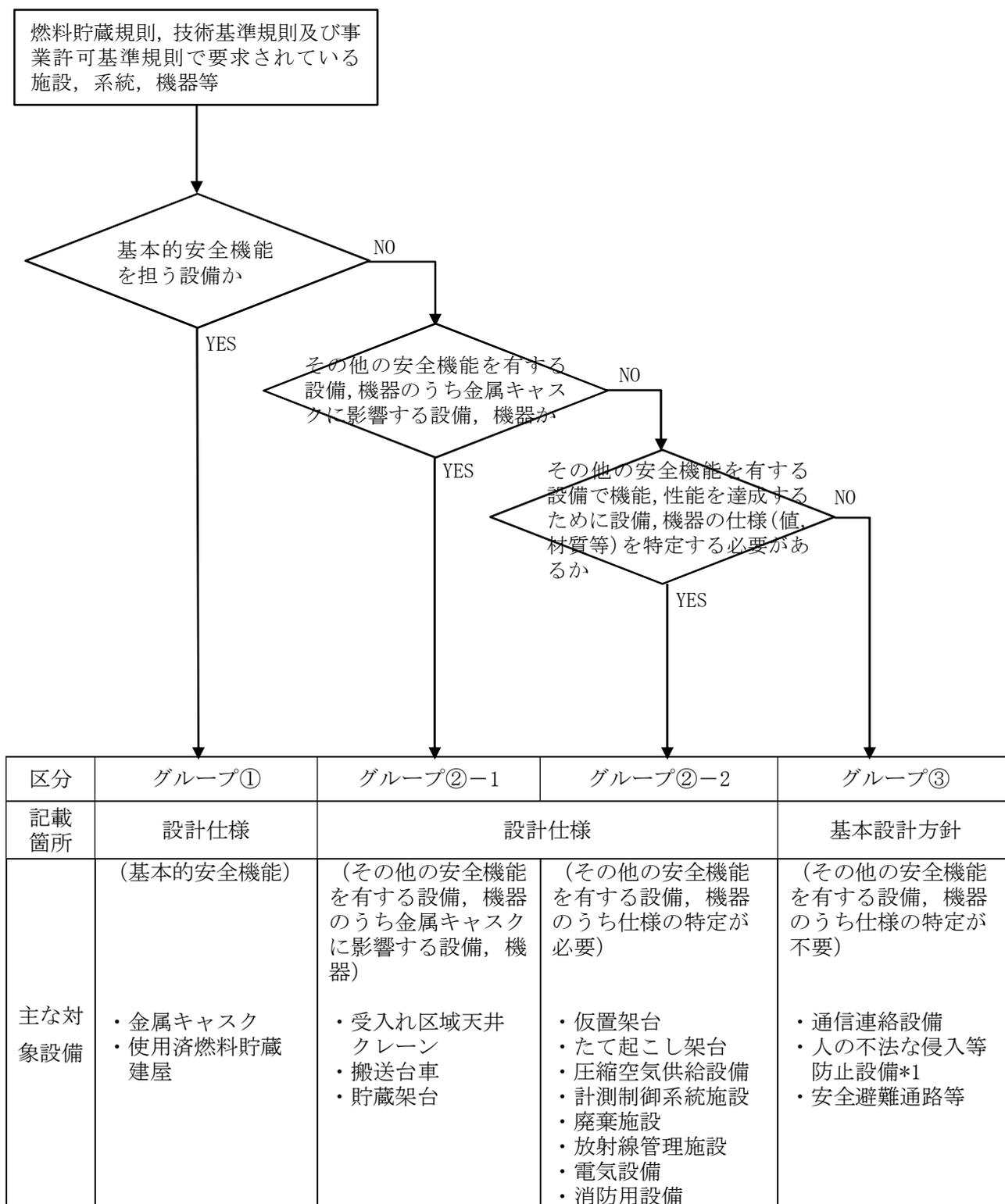
- a：燃料貯蔵規則，技術基準規則及び事業許可基準規則で要求されている施設，系統，機器等であること。
- b：基本的安全機能を担う設備
- c：bを除くその他の安全機能を有する設備，機器のうち金属キャスクに影響する設備，機器
- d：cを除くその他の安全機能を有する設備で機能，性能を達成するために設備，機器の仕様（値，材質等）を特定する必要がある設備，機器

に関して，aとb・c・dのいずれかを満たす設備を対象としている。そのため，aとdを満たす廃棄施設に属する廃棄物貯蔵室を要目表に記載している。

それに対し，設工認申請書 第3-1表は，機器・設備が「使用済燃料貯蔵施設の技術基準規則（技術基準規則）」のどの条文に該当しているかを示しているものである。

技術基準規則 第19条（廃棄施設）では，第1項に「（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）」との記載がある。そのため，保管廃棄設備しか有さない当社の使用済燃料貯蔵施設は第19条の適用を受けないため，第3-1表の廃棄物貯蔵室に対して第19条に○をつけていない。

以上



\*1: 核防護設備はセキュリティの観点から詳細項目については記載しない。

第 3.3-3 図 適合性確認対象設備の設工認に記載する設備, 箇所の選定

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2021年12月20日
管理表No.	1206-10 改訂00

項目	コメント内容
閉じ込め	一次蓋の密封異常に対し、施設から搬出するまでの間は輸送物の状態で受入れ区域に仮置きする、また、同補足説明資料添付3-6ではOリングの耐熱性から1年以上仮置き可能とあるが、最大どの程度の仮置期間を想定しているのか。長期の仮置は貯蔵としての密封監視が必要なのではないか。異常時の対処の方法と仮置期間を説明すること。

(回答)

一次蓋に密封異常が発生した場合は、三次蓋を装着し受入れ区域に仮置きすることとしている。

「核燃料輸送物設計承認申請書」にて、三次蓋Oリングの交換頻度を1年に1回以上と定めている。この為、1年以上仮置きする場合は三次蓋Oリングの交換を行い、又、貯蔵後発送前検査として、輸送中の密封境界を形成する三次蓋密封部の気密漏洩検査を実施する。

仮置き期間中の密封監視は、三次蓋Oリングの交換と、気密漏洩検査の実施によって不要と考えている。